郡山市外の墓地から合葬墓へ改葬する場合

① 現在の墓地がある市町村に、改葬許可の申請方法 を確認してください。市町村によって必要書類等 が異なります。

埋葬・埋(収)蔵証明書の様式は墓地がある市町村のもの、または墓地の管理者が発行したもので結構です。

② 現在の墓地の管理者(お寺の住職さんなど)から、合葬墓へ移したいお骨の<u>埋葬・埋(収)蔵</u> 証明書をもらってください。

複数体のお骨を改葬する場合は、合葬墓の申し込みをする前にお骨の量(壺または袋の数がいくつになるか)を必ず確認してください。



③ ②でもらった<u>埋葬・埋(収)蔵証明書の写しとその他必要書類</u>を添付して、環境政策課で東山霊園合葬墓の申し込みをしてください。内容に問題がなければ2週間程度で合葬墓使用許可書を発行します。

その他必要書類は『郡山市 東山霊園合葬墓利用のしお り』で確認してください。



合葬墓使用料をクレジット カード等キャッシュレス決 済でお支払いいただく場合 は即日発行が可能です。

④ 現在の墓地がある市町村で<mark>改葬許可証</mark>を取得してください。

改葬許可の申請は合葬墓の 申請をする方が行ってくだ さい。

⑤ 現在の墓地の管理者に改葬<u>許可証</u>を提示し、お骨を取り出してください。

⑥ 東山霊園管理事務所に改葬許可証と合葬墓使用許 可書を持参して納骨してください。 納骨の際は事前に東山霊 園管理事務所(TelO24-955-2107)へお電話 での予約が必要です。

◇お問い合わせ

郡山市役所 環境政策課(TEL: 024-924-2731) 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7 月〜金(祝日を除く)(8時30分〜17時15分)